



障 第 8 9 1 号
社 援 第 2 6 1 9 号
平成 12 年 12 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

厚 生 省 社 会 ・ 援 護 局 長

障害者に係る小規模通所授産施設を経営する
社会福祉法人に関する資産要件等について

平成 12 年 6 月 7 日に公布された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成 12 年法律第 111 号) による改正後の社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)において、政令で定める事業については、利用者が 10 人以上であれば社会福祉事業に含まれることとなり、これを受け、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)において、以下の施設を経営する事業が定められたところです。

- ① 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者授産施設を経営する事業
- ② 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に規定する知的障害者

授産施設を経営する事業

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者授産施設を経営する事業

これらの施設で利用者が10人以上の通所施設（以下「小規模通所授産施設」という。）を経営する事業が社会福祉事業に含まれることとなったことにより、今後、これらの事業を行うために社会福祉法人（以下「法人」という。）を設立することが可能となります。

法人については、その公益性を担保し、事業経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められているところです。他方、

- ① 「在宅重度障害者通所援護事業費等の国庫補助について」（昭和63年5月25日厚生省社第298号厚生事務次官通知）の別紙「在宅重度障害者通所援護事業費等補助金交付要綱」の別添1「在宅重度障害者通所援護事業実施要綱」
- ② 「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」（昭和54年4月11日厚生省発児第67号厚生事務次官通知）の別紙「知的障害者通所援護事業助成費補助金交付要綱」の別添「知的障害者通所援護事業実施要綱」
- ③ 精神障害者小規模作業所運営事業等助成費の国庫補助について（平成2年8月27日健医第200号厚生事務次官通知）の別紙「精神障害者小規模作業所運営事業等助成費補助金交付要綱」の別添1「精神障害者小規模作業所運営助成事業実施要綱」

のそれぞれに基づき行われる事業（以下「在宅障害者通所援護事業」という。）は、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

このため、法人の公益性を維持しながら、在宅障害者通所援護事業の機動性・柔軟性を活用しつつ、これらの事業を行うもののうち一定の要件を備えて小規模通所授産施設を経営する者が法人に円滑に移行できることとなるよう、今般、小規模通所授産施設を経営する者が法人格を取得する際に必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1. 小規模通所授産施設の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等

小規模通所授産施設の経営を目的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしているものとすること。

- ① 基本財産については、原則として、小規模通所授産施設の用に供する不動産（以下「施設用不動産」という。）のすべてについて所有権を有していること。

ただし、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方自治体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方自治体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- ② 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該小規模通所授産施設についてその所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって、在宅障害者通所援護事業の要件に合致する事業の経営実績を有しているとともに、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を現に受けているか、あるいは過去に受けていたことがあること。

- ③ 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2. 小規模通所授産施設を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

1. に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、小規模通所授産施設の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、小規模通所授産施設の経営と併せて行うことができるものとすること。

- ① 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業又は精神障害者地域生活支援センターを経営する事業
- ② 身体障害者デイサービス事業又は知的障害者デイサービス事業
- ③ 身体障害者居宅介護等事業又は知的障害者居宅介護等事業
- ④ 当該小規模通所授産施設を利用する障害者等に対し、無料又は低額な料金で建物を賃貸する事業

なお、知的障害者地域生活援助事業又は精神障害者地域生活援助事業を小規模通所授産施設の経営と併せて行うことについては、入所者の生活について責任を持つような入所施設的なものでなく、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記③と④を併せ読みことによりこれを行っても差し支えないものであること。

3. 定款変更の認可申請

二以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2. の①～④に掲げる事業以外の事業を経営しようとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとすること。

4. 施行期日

この通知は平成12年12月1日から施行するものとすること。

(参考)

障 第 8 8 8 号
社 援 第 2 6 1 7 号
平成 12 年 12 月 1 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

厚 生 省 社 会 ・ 援 護 局 長

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行について

先般、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号。以下「改正法」という。）が成立し、平成12年6月7日に施行されたことに伴い、今般、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第448号。以下「改正政令」という。）及び知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第132号。以下「改正省令」という。）が公布され、改正政令の一部と改正省令が平成12年12月1日から施行されることとなったが、その実施に当たっては、下記の事項に留意するとともに、事業者等に対する周知につき、特段の御配慮をお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第1 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令について（平成12年12月1日施行関係）

1 社会福祉法施行令の一部改正について

改正法による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第4号において、入所させて保護を行う事業でない社会福祉事業のうち、政令で定めるものについては、常時保護を受ける者が20人未満の場合であっても10人以上であれば、社会福祉事業に含まれることとした。今般の改正政令による社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）の一部改正により、その社会福祉事業の対象者の最低人員の特例が適用される事業として、身体障害者授産施設を経営する事業、知的障害者授産施設を経営する事業及び精神障害者授産施設を経営することとした。

2 身体障害者福祉法施行令及び知的障害者福祉法施行令の一部改正について
市町村が支弁する市町村が設置する身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の設置に係る費用のうち、都道府県及び国がその費用の一部を負担しない施設として、常時利用する者（利用定員）が20人未満の通所の身体障害者授産施設及び知的障害者授産施設を定めることとした。

また、都道府県が支弁する都道府県が設置する身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の設置に係る費用のうち、国がその費用の一部を負担しない施設として、常時利用する者（利用定員）が20人未満の通所の身体障害者授産施設及び知的障害者授産施設を定めることとした。

第2 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について

1 改正の趣旨

改正政令の一部施行に伴い、常時利用する者（利用定員）が10人以上20人未満の通所の知的障害者授産施設、身体障害者授産施設及び精神障害者授産施設（以下「小規模通所授産施設」という。）について、設備及び運営に関する基準を設けるため、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成2年厚生省令第57号）、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第54号）及び精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）を改正することとした。

小規模通所授産施設に係る設備基準や職員配置基準については、自主的か

つ、地域に根ざした取り組みとして、創意工夫を凝らした活動を展開している小規模作業所が、その良さを失うことなく、法定施設に移行できるようにするため、従来の通所授産施設の基準と比べて緩やかなものとして設定した。

2 留意点

(1) 利用の方法

- ① 小規模通所授産施設の利用は、利用者と経営主体との契約によるものとすること。
- ② 小規模通所授産施設は、その施設の障害種別にかかわらず、知的障害者、身体障害者及び精神障害者が施設開所時から混合して利用できるものであること。
- ③ 小規模通所授産施設の運営に当たっては、当該施設を運営する社会福祉法人等への寄付金の出捐を施設利用の条件とする等、利用者の不当な負担となる条件を課さないものとすること。

(2) 規模

小規模通所授産施設は、利用定員が19人までのものとして設立されるものであるが、利用する者がこの人数を超えても、利用者の処遇等適切な施設運営に支障がない限り、小規模通所授産施設として取り扱って差し支えないこと。

(3) 設備

便所及び洗面所については、作業室と同じ階に配置する等、利用者の障害に応じた利便性に配慮すること。

(4) 職員

- ① 利用者の処遇に関する責任体制を確立するため、改正後の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準第21条第2項、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準第32条第4項並びに精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第26条第4項に掲げる施設長又は指導員等のうち、少なくとも1人は常勤とすること。
- ② 小規模通所授産施設は、施設の適切な運営を図るため、職員の資質の向上に努めなければならないこと。

(5) 工賃の支払

小規模通所授産施設の利用者に支払う工賃は、原則として、個々の利用者の作業能力に応じた出来高払とし、事情により、利用者の作業能力にかかわらず工賃の額を同じとする定額払を併用して差し支えないこと。

(6) 給食

給食を行う施設にあっては、栄養及び利用者のし好等を考慮した献立立て、それに従って調理を行うとともに、衛生管理を適切に行うこと。また、必要に応じ、衛生管理等について保健所等の指導を受けなければならないこと。

(7) 協力医療機関の確保

小規模通所授産施設においては、協力医療機関を確保するとともに、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置を採るよう努めること。